

山都町の学校規模適正化に関する報告書

令和3年3月30日

山都町学校規模適正化検討委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 「学校規模」に係る国の基本的な考え方.....	2
第2章 当面する学校教育の課題.....	4
(1) 少子・高齢化の進行.....	4
(2) 小・中学校の児童数・生徒数と将来推計.....	4
(3) 学校施設の老朽化.....	6
(4) 通学距離・通学時間の現状.....	6
第3章 本検討委員会の審議過程.....	7
(1) 新しい「小・中学校学習指導要領」等のねらい.....	7
(2) 「育てたい子ども像」と求められる学校教育環境.....	8
(3) 教育課程・教育方法の改善.....	9
(4) 矢部小学校アンケート調査の実施.....	11
第4章 「学校規模適正化」についての基本的な考え方.....	12
資料1 山都町児童数見込み（R2.10.31現在）	
資料2 山都町生徒数見込み（R2.10.31現在）	
資料3 山都町 小学校・中学校 配置図	
資料4 小学校スクールバス乗車時間	
資料5 中学校スクールバス乗車時間	
資料6 「山都町の学校教育環境のあり方について」	
参 考 学校規模適正化・適正配置等に係る検討経緯	
（文部科学省説明資料 平成27年4月10日 大臣官房政策課）	

はじめに

総人口の減少、少子・高齢化や情報化・国際化の急速な進展は、社会全体や教育分野に様々な影響を及ぼし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、矢部町・清和村・蘇陽町が合併して山都町が誕生した平成 17 年の 18,761 人が、平成 22 年 16,981 人、平成 27 年 15,149 人、令和 2 年 13,318 (推計人口) と推移し、平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で約 30%の減少をみています。年少人口 (0~14 歳) についてみると、平成 2 年 4,487 人から、平成 12 年 2,760 人、平成 22 年 1,658 人と急減しており、平成 27 年 12 月に山都町が策定した「まち・ひと・しごと創生 山の都人口ビジョン」によれば、今後の将来予測は令和 2 年 1,144 人、令和 12 年 802 人、令和 22 年には 630 人まで減少することが推計されています。(資料：各年次国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年)」)。

このような子どもの減少は小中学校の小規模化をもたらし、学校運営や教育効果等への様々な影響が考えられるところです。山都町学校規模適正化検討委員会はこのような現状及び将来予測を踏まえ、適正な学校規模や学校規模適正化の方策等について検討するため、令和元年 10 月に設置され、8 回の委員会を開催し、また複式学級を有する 2 つの小学校への授業参観を実施してきました。その検討結果を取りまとめたものが、本報告書であります。

教育委員会におかれましては、報告書を受け、学校の規模によって生じる諸問題を改善し、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現に向け、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「山都町学校規模適正化基本方針 (仮称)」を策定されるよう強く望みます。

明治 22 (1889) 年、「町村制」施行に伴い発足した、上益城郡浜町村・下矢部村・白糸村・御岳村・中島村・名連川村・朝日村、阿蘇郡馬見原町・菅尾村・柏村・小峰村の 11 の「明治のムラ」が、現在の山都町の町域を構成しました。それに先立つ明治 5 (1872) の「学制発布」により、各町村は子どもの教育に係る希望を持って (尋常) 小学校を開設、その後 150 年の間に、33 の小学校 (分校を含む) が現在の 6 小学校に統廃合されてきました。地域の人々にとっては、郷土の歴史と伝統に根差して存続されてきた小学校への熱い想いがあります。今後、教育委員会に求められるのは丁寧な説明と情報の共有です。それと共に、「人生 100 年時代」を迎え、今の小学生は「22 世紀」を生きることになるということの重要性にも留意していただきたいと思います。まさに「22 世紀を生きる子ども」に対し、私たち大人が今、果たすべき責務とは何か、明日の学校教育の在り方を一緒に考えていきたいと思

令和 3 年 3 月 30 日

山都町学校規模適正化検討委員会会長 古賀倫嗣

第1章 「学校規模」に係る国の基本的な考え方

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて、平成27年1月、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（以下「手引き」という。）」を策定した。

「手引」は、その冒頭で「学校規模の適正化が課題となる背景」として、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。」と述べ、設置者である市町村に対して、「国が定める標準は『特別の事情があるときはこの限りでない』とされている弾力的なものです。今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。」と要請した。

さらに、「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」、「教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題」等の検討を行い、小学校については「こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」とした。

その上で、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理した。なお、いずれのパターンについても、「地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。」という同じ文章がその後が続いている。

○小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

○中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

さらに、「手引き」は、「学校統合の検討においては統合後の将来ビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となります。」と述べ、以下の通り、統合の検討を契機とした魅力ある学校づくりの工夫の例を紹介している。

1. 地域との協働関係を生かした学校づくり

①保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)の積極的導入。

②統合対象各地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することによる、地域学習やふるさと教育の充実。

2. 魅力あるカリキュラムの導入等

①「小中一貫教育」の導入により、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保。

②地域の高校との連携強化を図り、小中高全体で特色あるカリキュラムの導入。

③校務支援システムの導入

3. 施設整備面での充実

①地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースの確保、図書館や公民館といった社会教育施設との複合化

②統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実。

③従来よりも長い期間有効活用するといった工夫による学校施設の長寿命化。

第2章 当面する学校教育の課題

(1) 少子・高齢化の進行

本町の総人口は、山都町が誕生した平成17年の18,761人が、平成22年16,981人、平成27年には15,149人と推移し、平成17年から平成27年までの10年間で約20%の減少をみている。また、将来人口についても、平成27年12月に山都町が策定した「まち・ひと・しごと創生 山の都人口ビジョン」によると、令和2(2020)年13,930人、令和12(2030)年11,137人、令和22(2040)年8,712人となっており、平成22年から令和22年までの30年間で48.7%というきわめて高い減少率になっている。(資料：各年次国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年)」)。

「少子・高齢化」について、年少人口(0～14歳)の推移をみると、昭和55年には5,589人いたものが、平成2年4,487人、平成12年2,760人、平成22年1,658人と急減し、令和2(2020)年1,144人、令和12(2030)年802人、令和22(2040)年には630人と推計されている。平成2(1990)年から令和22(2040)年までの50年間の減少率は86%にも達する。また、本町の高齢化率をみると、平成29年は47.2%となっており、「全国より10年速い」と言われる熊本県でも、第1位の五木村(49.0%)に次ぐ第2位である。今後、令和12(2030)年54.8%、令和22(2040)年には55.4%と推計されており、全国的な「少子・高齢化」の進行の中でも、本町は特に厳しい状況であることが明らかである。

(2) 小・中学校の児童数・生徒数と将来推計

まず、小学校児童数の推移を見てみよう。

資料1の「山都町児童数見込み」は、令和元年度から令和12年度までの12年間の児童数見込みについて、各学校の学年別・男女別で記載している。なお、令和元年度から令和8年度の8カ年については現在の児童数を基にしたものであり、令和9年度から令和12年度の4カ年については推計値で示している。人口推計については、「山の都人口ビジョン」を基に令和2年度出生予定数との比率にて計算した数値である。

山都町合併時の平成17年の児童数920人が、令和2年度は571人と、この15年間で37.9%減少している。また、令和12年度には373名となり、令和2年度からの10年間では34.7%の減少となる。「これまでの15年」と「これからの10年」の減少率がほぼ同程度であることを考えると、今後児童数の減少の加速化が進むことがうかがわれる。

学校ごとの特徴をみてみよう。

中島小学校は、令和2年から令和12年の10年間で、児童数は39人から31人と20.5%の減少、学級数は4学級(複式2学級)から令和10年度以降は全学級複式学級での編制になる見込みである。

矢部小学校は、令和2年からの10年間で、児童数は238人から147人と38.2%の減少、学級数は9学級から令和5年度に7学級となり、令和8年度以降は6学級の編成になる見

込みである。矢部小学校の児童数は令和2年現在で町全体の41.7%、令和12年でも39.4%と約4割を占めており、その推移は町全体に大きな影響を与えることになる。

潤徳小学校は、令和2年からの10年間で、児童数は44人から36人と18.2%の減少、学級数は4学級(複式2学級)がそのまま令和12年度まで続く見込みである。令和3年度は、2年生・4年生、令和5年度には4年生・6年生が一緒になる複式学級編制の見込みである。

清和小学校は、令和2年からの10年間で、児童数は95人から76人と20.0%の減少、学級数は現在の6学級が令和12年度まで続く見込みである。児童数は、令和7年度までは90人台を維持するが、その後令和8年度81人、令和11年度76人と減少が進む見込みである。

蘇陽小学校は、令和2年からの10年間で、児童数は72人から21人と70.8%の減少、学級数は6学級から令和6年度に複式1学級(2年生・3年生)を含む5学級になり、令和8年度に複式2学級を含む4学級、令和9年度には全学級複式学級での編制になる見込みである。

蘇陽南小学校は、令和2年からの10年間で、児童数は83人から62人と25.3%の減少、学級数は現在の6学級が令和12年度まで続く見込みである。児童数は、令和5年度までは80人台を維持するが、その後減少が進む見込みである。

次に、中学校生徒数の推移をみてみよう。

資料2の「山都町生徒数見込み」は、令和元年度から令和12年度までの12年間の生徒数見込みについて、小学校児童数見込みを基に推計、各学校の学年別・男女別の生徒数見込みを示している。平成17年の生徒数536人が令和2年度は273人と、この15年間で49.1%減少しているが、令和12年度には240人となり、令和2年度からの10年間では12.1%の減少にとどまる。これは、年度の経過とともに減少傾向が進む小学校児童数とは異なり、中学校生徒数はそのピーク(最多数)が全体では令和5年度(313人)となっており、令和12年度には240人と令和5年度からの7年間で23.3%の減少の見込みである。

学校ごとの特徴をみると、矢部中学校は同じく令和5年度(187人)、蘇陽中学校は令和6年度(82人)がピークになっており、それから減少に転じるという見込みである。なお、清和中学校は令和8年度(49人)、令和9年度(48人)あたりで最多となるが、令和12年度は44人という見込みである。学級数は、矢部中学校が令和6年度まで6学級、その後は令和9年度、令和11年度は4学級になるが、それ以外の年度は5学級を維持する見込みである。清和中学校、蘇陽中学校ともに令和12年まで3学級を維持する見込みであり、複式学級の編制はない。

なお、「複式学級」は、2つ以上の学年をひとまとめにした学級編制のことをいう。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務教育標準法)」第三条(学級編制の標準)「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編

制することができる。」に基づき、小学校では2つの学年の児童で編制する学級を16人（ただし、第1学年児童を含む場合は8人）、中学校では8人を標準として、都道府県教育委員会がその基準を定めるとされている。

（3）学校施設の老朽化

資料3の「山都町 小学校・中学校 配置図」には、各小中学校の校舎と体育館の建築年数及び築年数を記載した。築年数が30年を超えている校舎が全9校中7校あり、そのうち、清和中学校（築47年）、清和小学校（築46年）、蘇陽中学校（築40年）、潤徳小学校（築40年）の4校が築40年を超え、矢部小学校（築36年）、矢部中学校（築33年）、中島小学校（築30年）、蘇陽小学校（築29年）なども約30年以上という現状である。こうした校舎では老朽化が進み、修繕が必要とされる箇所も多く、毎年修繕工事等を行っている。令和元年度の小中学校維持修繕経費は、校舎の屋根等改修工事など、全体で35,594,260円となっている。校舎の老朽化に伴い、災害発生に備えた「安全・安心」の観点からの大規模改修等、施設整備の検討が必要な状況にある。

（4）通学距離・通学時間の現状

資料4の「小学校スクールバス乗車時間」は、各小学校から各地域の最終停留所までのスクールバスの所要時間を示したものである。所要時間をみると、矢部小学校の「葛原線」42分、清和小学校の「鶴底線」43分、「郷野原線」41分、「川口線」40分、蘇陽小学校の「野原線」45分などが、40分を超える長時間の路線となっている。

資料5の「中学校スクールバス乗車時間」で、各中学校からの所要時間をみると、矢部中学校では、「福良線」50分、「葛原線」49分、「小柏原線」48分、「目丸線」41分、清和中学校では、「郷野原線」45分、蘇陽中学校では、「野原線」53分、「馬見原高森線」44分、などが、40分を超える長時間の路線となっている。

国は、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになった。また、過去の統合事例を分析したところ、「統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内」という結果が示されている（「手引き」から引用）。

第3章 本検討委員会の審議過程

(1) 新しい「小・中学校学習指導要領」等のねらい

本委員会は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの10年間における小・中学校の児童・生徒数の推移を基に、学校規模適正化について総合的な検討を行うこととした。この10年間は、現在の小学生が成人するまでの期間、あるいは今年生まれた乳児が小学校5年生になるまでの期間というイメージである。前述した通り「手引き」は、「学校統合の検討においては統合後の将来ビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となります。」と述べている。

「10年後の学校教育」のビジョンを考えるために、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から実施される新「学習指導要領」のねらいについて確認することから委員会の検討を開始した。「学習指導要領」の実施期間がおおむね10年であることによる。

新しい「小・中学校学習指導要領」等のねらいは、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善である。「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」では、「小学校教育の基本と教育課程の役割」として、教育活動を展開する中で、次の3つの事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものと目標を提示している。すなわち、「(1)基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。」、「(2)道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」、「(3)学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。」の3項目である。そして、「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指す」に当たっては、「(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。」「(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。」「(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」を「児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、偏りなく実現できるようにするものとする。」と指摘した。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、どのような学級規模、集団規模が適切なものか、その観点からも検討が進められるべきである。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の視点からは、「地域の教育力」が重要となっている。

(2)「育てたい子ども像」と求められる学校教育環境

「10年後の学校教育」のビジョンを考えるために、委員会では、どのような山都町の子どもを育てていきたいか（「育てたい子ども像」）、育てるためにはどのような学校教育環境が必要かについてグループ協議を行った。

「育てたい子ども像」についての協議は、「今の子どもの良いところ」、「もう少し頑張ってもらいたいところ」、「全体としてどんな子に育てたいか」の3つの柱で実施され、協議の結果を基に、次の「3つの子ども像」とキーワードにまとめられた。

- ①「自分で考え行動する子ども」：キーワードは「コミュニケーション能力」
- ②「自分の夢に向かって切磋琢磨できる子ども」：キーワードは「切磋琢磨」
- ③「地域の『モノ・ヒト・コト』を大切にする子ども」：キーワードは「地域の教育力」

グループ協議においては、「3つの子ども像」について、次のような意見が出された。

①「自分で考え行動する子ども」

【現状】

○少人数だと、接する相手が決まっているので相手の気持ちがわかるが、新しい相手に対しての気持ちがわからない。（コミュニティの規模の問題）

【必要な力】

- コミュニケーション力の育成
- 目標を立て、それを達成するにはどうしたら良いか考え、行動する力
- 色々な考え方を理解し、許容する力（対応力、柔軟性）
- 自ら発信・発言する力

【手段（方法）】

- クラスで数グループを作り、それぞれに目標を与え、どうしたら達成できるか、グループで話し合い、計画を立てて実行し、成果を発表する。
- クラス全体で話し合いを行い、クラス全体の目標を決める。目標を達成するにはどうしたらいいか、それぞれ個人で考え発表を行い、クラス全体の計画を立て、どう行動するか共有する。

②「自分の夢に向かって切磋琢磨できる子ども」

【現状】

- 少人数だと、『学力』・『体力』が固定され、向上心や競争心を生まない。
- 部活動等団体競技が制限される（人数が少ないことにより競技の選択肢がない）。

【必要な力】

- 向上心、競争心の育成

【手段（方法）】

○大人数になることで、近い目標ができて、小さな達成感を何回も経験することが可能となり、向上心や競争心を生むことができる。

○友達と互いに励まし合い競争することで互いを高め合い、自分の良さを磨き上げ高めていく。

③「地域の『モノ・ヒト・コト』を大切に子ども」

【現状】

○地域のことをしっかりと勉強していて、挨拶ができています。

【必要なこと】

○地域のことを深く知ることで、愛着や親近感を作り、地域を大切に考える心を育てる。

【手段（方法）】

○地域と協働するためのコミュニティ・スクールの推進。小学校規模から中学校規模

グループ協議で出された意見等を踏まえ、本町の教育的課題について「子ども達の現状」、「教育課程の改善」、「学級・学校規模改善」、「地域との連携・協働」で整理したものが、資料6の「山都町の学校教育環境のあり方について」である。

（3）教育課程・教育方法の改善

「教育課程の改善」についての検討を行う中から、本委員会は、「複式学級」の授業参観の実施と「義務教育学校」に係る先進校の取組みについて情報の収集を行った。

授業参観は、現在複式学級のある中島小学校（3年生7人・4年生3人の1学級及び5年生9人・6年生8人の1学級）と潤徳小学校（1年生6人・2年生1人の1学級及び3年生7人・4年生10人の1学級）を対象に、11月中旬に実施した。授業参観終了後に参加委員の意見交換会を行ったが、「仕切りがなく、隣の声が聞こえて邪魔にならないか」、「複式学級を担当する教員の負担は大きいのでは・・・」、「補助の先生との授業打ちあわせはどのようにしているか」、「教科は1年間で終わるのか」といった質問や、「子どもたちの集中ができています。」、「補助の先生との連携がよくとれている。」などの感想が述べられた。

グループ協議では、「10年後の学校教育」のビジョンについて、「小中一貫教育」や「義務教育学校」に係る強い関心が示されたことから、第6回検討委員会（令和2年12月17日開催）において、高森町立高森東学園義務教育学校の元教頭、永田裕通氏（現在、蘇陽南小学校校長）をお招きして、講話をいただいた。

高森東学園義務教育学校は、平成29年4月熊本県最初の義務教育学校として開校、1年から6年までの「前期課程」と7年から9年までの「後期課程」から構成されている。実際の教育課程は、9年間で4（1年～4年：Sブロック）、3（5年～7年：Mブロック）

ク)、2(8年～9年:Lブロック)の3つのまとまりに分け、各ブロックで目指す児童生徒の姿を明確にすることで、一貫した学びの充実を図っている。6年生から教科担任制、5年生から一部教科担任制を取り入れるとともに、1～4年生(学級担任制)においても、専門教科の教職員による授業を取り入れ、一人一人の教職員の専門性を最大限に生かした指導体制により、学力の向上を図っている。児童生徒の実態に応じて、弾力的に学習内容の実施時期を工夫することで、基礎基本の確実な定着を図るとともに、発展的な学習に取り組み、より個に応じた指導の充実を図るとされている。

2年間の勤務経験を振り返って、永田校長は、義務教育学校の意義について、「9年間を見通した学習指導、生活指導の大切さ、中学校教員の専門性と小学校教員の丁寧さ、共に互いを学ぶ必要性、文化の違いを理解し、それぞれの指導の形を理解すること、などのことを実感した。」「小中一貫教育でも同じ教育目標のもとで取り組んでいるけれど、小、中の取組みなので、そこにはまだ『壁』がある。しかし、義務教育学校は、小学校でも中学校でもない、9年制の一つの学校、一つの職員組織!、この意識の持たせ方の違いは大きい。」と述べられた。また、子どもたちの変容についても、「児童生徒が自ら学び合う!先生が何も指導しなくても、上級生の指示をしっかりと聞いてきちんと動いている。」「一生懸命に取り組んでいる上級生の姿を(1年生にも)見せたい、わからなくても、感じ取るものがある。→このようなことが、義務教育学校としての一体感になる。」と述べられた。

なお、令和元年度の児童生徒数を示すと、前期課程は1年生6人、2年生5人、3年生1人、4年生3人、5年生3人、6年生5人、特別支援教室2人の合計25人、後期課程は7年生6人、8年生4人、9年生5人の合計15人である。これに対し、教員数は前期課程8人、後期課程は13人、合計21人となっている。

令和2年度の高森東学園の「目指す児童生徒像」は次の通りである

- 自ら学び、考える児童生徒 (考える)
[気付く力、伝える力]
- 人権感覚に満ち、思いやりの心を持った児童生徒 (思いやる)
[受容する力、つながる力]
- たくましく、元気な児童生徒 (元気な)
[自らを律する力、粘り強さ]
- 地域を誇る児童生徒 (地域を誇る)

また、「高森町 新教育プラン」に示された「高森町の教育目標」は、「人間尊重の精神を基底におき、『高森に誇りを持ち、夢を抱き、元気の出る教育』をスローガンに『コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育・ふるさと教育』を重点施策として、未来を切り拓く『生きる力』を身につけた高森の子どもを育成する。」である。

(4) 矢部小学校アンケート調査の実施

本委員会は、「学校統廃合」に関する検討の資料とするため、平成31年4月に御岳小学校と統合した矢部小学校の3年生～6年生の児童とその保護者を対象に、令和2年7月、新しい学校になったことについてのアンケート調査を実施した。回収率は、児童96%、保護者92%であった。ここでは、児童を対象とする調査結果の概要を紹介する。有効回答者数は、旧矢部小学校（以下、「矢部」という。）146人、旧御岳小学校（以下、「御岳」という。）15人、合計161人である。

「質問（2）学校が一緒になるとき、心配だったことは、どんなことでしたか（複数回答可）」

矢部では「心配はなかった」が67.1%と高く、心配があったとする児童では「友達のこと」19.1%、「先生が替わること」13.6%、「授業や勉強についていけなくなるかもしれないこと」11.6%と続いている。御岳では「友達のこと」80.0%がきわめて高く、「人数が増えること」53.3%である。「学校が遠くなること」、「授業や勉強についていけなくなるかもしれないこと」は同じ20.0%、「心配はなかった」は13.3%である。

「質問（3）学校が一緒になって、人数が増えたことをどう思いますか」

矢部では「良かった」53.4%、「少し良かった」19.9%で合計73.3%が満足しており、「あまり良くなかった」2.7%、「良くなかった」はいない。「なにもおもわない」は23.3%である。御岳では「良かった」46.7%、「少し良かった」26.7%で合計73.4%が満足しており、「あまり良くなかった」13.3%、「良くなかった」はいない。「なにもおもわない」は12.3%である。

「質問（4）学校が一緒になって、休み時間（昼休み）の過ごし方は、変わりましたか（複数回答可）」

矢部では「遊ぶ友達や相手が増えた」が61.0%と高く、「友達との会話が増えた」38.4%、「遊びの種類が増えた」21.9%と続いている。「変わらない」は26.7%である。御岳では「遊ぶ友達や相手が増えた」が86.7%ときわめて高く、「友達との会話が増えた」33.3%、「遊びの種類が増えた」20.0%と続いている。「変わらない」は13.3%である。

「質問（5）学校が一緒になって、授業の様子は変わりましたか（複数回答可）」

矢部では「授業が楽しくなった」が32.2%と高く、「いろいろな意見が出るようになった」25.3%が続いている。「さわがしくなった」は11.0%、「自分から発言しにくくなった」は4.8%となっている。「変わらない」は43.2%と高い。御岳では「授業が楽しくなった」が53.3%であるが、「さわがしくなった」46.7%、「自分から発言しにくくなった」26.7%が続いている。「いろいろな意見が出るようになった」は13.3%、「変わらない」は6.7%である。

第4章 「学校規模適正化」についての基本的な考え方

教育基本法は、その第四条（教育の機会均等）において、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」とうたい、さらにその第六条（学校教育）において、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」とうたっている。

本検討委員会は、山都町におけるより良い教育環境を整備し、教育効果の一層の向上を図ることを目差し、「学校規模の適正化」について、次の5つの視点から進めることを提言するものである。教育委員会においては、本報告書を踏まえ、学校の規模によって生じる諸問題を改善し、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現に向け、具体的な方策等を示した「山都町学校規模適正化基本方針（仮称）」を策定されるよう求めるものである。

（1）「子どものための教育環境整備」の観点を第一に。

学校規模の適正化により、より良い教育環境を等しく提供すること、より望ましい学習集団の中で教育活動が行われることを第一に考える。本町においては、可能な限り「複式学級」を設置しない学校規模を目安に、「切磋琢磨できる教育環境」の整備が重要であり、子ども達の「生きる力」、とりわけ「コミュニケーション能力」の育成という観点からの「学びの集団」づくりが求められる。こうした取組みにより、「自分の夢に向かって切磋琢磨できる子ども」を育てたい。

（2）全町的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進

児童・生徒数の将来推計を基に、全町的な視点に立ち、教育活動上の課題や学校施設の老朽化等、学校運営上改善の必要性の高い学校から、地域住民の理解を得ながら適正化を推進する。熊本地震を経験した教訓を基に、災害発生に備えた「安全・安心」の観点からの学校校舎等の改善は急務である。逼迫する本町の財政状況を踏まえ、学校規模適正化の一環として、費用対効果等、町民への説明責任を果たす中で、老朽化が進む校舎等の整備を計画的に進めることが求められる。

（3）子どもたちの通学条件、地域性に配慮した「学校適正化方針（仮称）」の策定

通学時間等子どもたちの心身に与える影響や、地域の特性等に可能な限り配慮する。

国は、公立小・中学校の通学要件について、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では「おおむね1時間以内」と設定している例が多いとしている。学校適正化に伴う統合事案にあつては、こうした基準を踏まえ、子どもの心身の状態に配慮した「学校規模適正化方針（仮称）」の策定が求められる。特に、小学校低学年児童への配慮が重要である。また、本委員会では、地域からの要望として「小規模特認校制（「学校選択制」の1つ。従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）」の検討を求めるとの発言があつたことを付記する。

（4）地域の教育の実態を踏まえた教育課程・指導方法の工夫・改善

グループ協議では、「10年後の山都町の教育」を目差し、「小中一貫教育」や「義務教育学校」等、教育課程・指導方法の改善に向けた新たな取組みに強い関心が集中した。既にみたように、熊本県では阿蘇郡高森町、産山村で義務教育学校がスタートしている。令和元年10月現在、高森町の人口は5,895人、産山村は1,424人である。こうした小さな村の「大きな教育実践」に人口13,641人の本町も学ぶべきものがないだろうか。

熊本県の教員については、ベテラン教員の大量退職にともない、経験年数が少ない若手教員の育成が課題として指摘されている。こうした課題は、とりわけ高い教育実践力が求められる中山間地等の小規模校において切実である。熊本県立教育センターが作成した「小・中・義務教育学校用基礎期における手引書」（初任者研修の手引き）をみると、「学校の特色を生かして児童生徒の主体的に学ぶ力を育成する学習指導や学習活動の工夫・改善を行うことや個に応じた指導の充実を図ることが大切である。」と述べられ、小規模校の教育推進上の課題として「学習意欲を育てる工夫」と『学び方』の学習訓練が強調されている。「基礎的・基本的な学習方法の定着を図り、個人思考を深めたり、学び合いを充実させたりすることによって、自ら学ぶ力や態度を身に付ける絶好の学習の場になる。また、児童生徒自身が自分の力で調べ、課題解決を目指す学習であるため、主体的な学びを進める場でもある。」

また、学校においては、教育現場におけるICTの整備と活用に関し、オンライン教育の充実や子どものニーズに合わせた学習の分散化への対応など、多様な課題がある。このような指導方法の工夫・改善が強く求められているとともに、「社会に開かれた教育課程」の観点からは「地域の教育力」の活用による地域学習カリキュラム『山の都』学（仮称）」の開発・実践が望まれる。こうした取組みにより、「自分で考え行動する子ども」を育てたい。

（5）地域と学校の連携・協働の一層の推進

本町はこれまで「公民館のまち、社会教育のまち」として高い評価を受けてきた。

過疎化、少子・高齢化が激しく進む本町だからこそ、学校教育と社会教育との連携・協働をめざすコミュニティ・スクールの一層の推進が求められる。

「コミュニティ・スクール」とは、保護者代表や地域住民代表などで組織される「学校運営協議会」を設置した学校のことをいう。これにより、学校ごとに地域の特性に応じた学びや体験活動の充実、保護者同士や地域の人々との人間関係が構築されるなど、地域と学校が一体となった教育の実現が期待されている。さらに、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(平成27年)」を受け、平成29年3月の社会教育法の改正により、「学校を核とした地域づくり」を目指して、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「地域学校協働活動」事業がスタートした。子どもたちも、「総合的な学習の時間」や放課後・土曜日、夏季休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。このような場面こそ、「地域住民の出番」である。こうした取り組みにより、「地域の『モノ・ヒト・コト』を大切に育てたい。

平成27年に策定された「第2次山都町総合計画」は、「本町は、肥後の歴史のなかで光彩を放つ存在である阿蘇氏の本拠地として、また、日向往還の主要な交易地として繁栄してきた歴史があります。また、合併時には、豊かな山々に囲まれた3つの町村がひとつとなることをイメージしてこれからは『山の都』として栄えるようにとの願いを込めて山都町と名付けられました。今計画では、第1次山都町総合計画における将来像『潤い、文楽、そよ風でつづる山都町』とその将来像を実現するための基本理念(5つの柱(風))の要素を取り込み、本町の一体感をさらに発展させるため、『山の都』を山都町の代名詞として掲げ、町民一人ひとりが山都町の人・食・技に磨きをかけ、将来に継承することにより、これらを『山の都』のものがたりとして紡ぎあげていくことを目指します。」と高らかにうたいあげ、町の将来像を「輝く!! みんなでつくる『山の都』のものがたり」と設定した。

令和2年、「前期基本計画」の終了にともない、「第2次山都町総合計画後期基本計画」が策定された。同計画は、少子高齢化・人口減少・地域経済の衰退などの課題解決に取り組む地方創生の視点に加えて、新たに持続可能な開発目標(SDGs)の視点を盛り込み、令和6年度を目標年度とし、人口については「令和6年に約12,600人を下回らないことを目指す(2060年に人口6,700人を維持する)」と目標設定している。

その中では、「基本構想」を受け「『山の都』を支える5つのカクゴ」があげられているが、その「カクゴ① 「山の都」の未来に光をあてる人づくり」において、「基本方針② 充実した教育・学習環境の提供」が位置付けられ、さらにその下に「基本施策1 山都町民とし

での誇りの醸成」が提示されている。

まず、「現況・課題」として指摘されているのが、『山都町に住み続けたい』や『一旦は町外に出るが山都町に戻りたい』と考える中・高生を増やしていく必要があります。」「子ども達が自ら地域を知る機会が減少しているため、世代を超えた交流と学びの場を設ける必要があります。」ということであり、それに対応する「取組み」として、「豊富な資源を持つ『山の都』の魅力を子どもはもとより大人が享受できる環境をつくり、『山の都』に暮らせてよかった』、『「山の都」にずっと居たい』、『一旦町外へ出たとしても、「山の都」に帰ってきたい』、『「山の都」の役に立ちたい』と思える子どもの育成や郷土に誇りをもつ住民意識の醸成を図ります。」という目標が掲げられている。

本委員会は、「10年後（2030年）の学校教育」のビジョンを考えることから「学校規模適正化」についての検討を行ってきたが、20年先（2040年）を見通すと、人口減少、とりわけ15歳未満の年少人口の急減はきわめて厳しい環境が続くと思われる。そうした事態に備えた学校教育の在り方について、今後も継続的な検討の機会を設けることが必要と思われる。町においては、総合計画の中で、「山の都」の個性が輝く地域づくりを掲げ、「住民主体の地域づくりの推進」や「移住・定住の促進」など地域活性化方策を提示しているが、その実効性ある推進を望むとともに、「一旦町外へ出たとしても、「山の都」に帰ってきたい』、『「山の都」の役に立ちたい』と思える子どもの育成」を政策の中心に置き、地域・学校・行政が総がかりで取り組むべきことを本委員会の総意として訴え、本報告書を閉じることにしたい。